証券コード　299A
2025年６月12日
（電子提供措置の開始日2025年６月５日）

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目１番１号
msb Tamachi
田町ステーションタワーN23階
dely株式会社
代表取締役　堀　江　裕　介

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第12回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://dely.jp/ir/stock/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（299A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年６月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1．日　　時　　2025年６月27日（金曜日）午後１時（受付開始　午後０時30分）
2．場　　所　　東京都港区三田三丁目５番19号
　　住友不動産東京三田ガーデンタワー２階　ベルサール三田ガーデン
3．目 的 事 項
　報 告 事 項　　第12期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決 議 事 項
　　第１号議案　　定款一部変更（商号変更）の件
　　第２号議案　　取締役５名選任の件
　　第３号議案　　取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬枠改定の件

4．議決権の行使に関する事項

(1)　インターネットによる議決権行使の場合
　インターネットにより議決権を行使される場合には、2025年6月26日（木曜日）午後６時までに行使してください。

(2)　郵送による議決権行使の場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後６時までに到着するようにご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取り扱いいたします。

(3)　複数回議決権を行使された場合
　インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。またインターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ではございますが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席

株主総会日時　**2025年６月27日（金曜日）午後１時（受付　午後0時30分～）**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

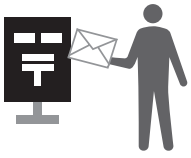

郵送

行使期限　**2025年６月26日（木曜日）午後６時必着**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付ください。

議決権行使書のご記入方法

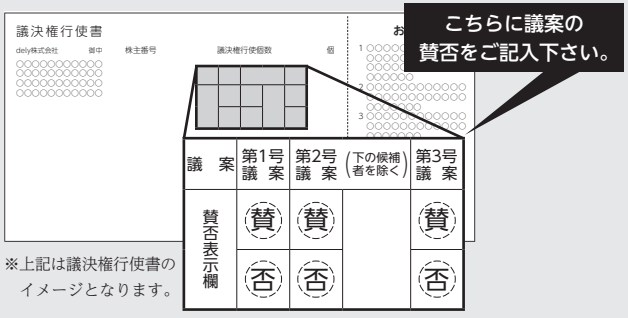

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

第1号・第3号議案

賛成の場合 ▶ 賛 に○印
反対の場合 ▶ 否 に○印

第2号議案

全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印
全員反対の場合 ▶ 否 に○印

一部候補者に反対の場合
▶ 賛 に○印をし、反対する候補者番号を記入

インターネット

行使期限　**2025年６月26日（木曜日）午後６時まで**

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

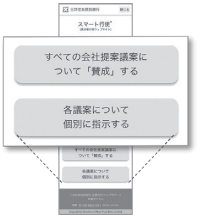

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

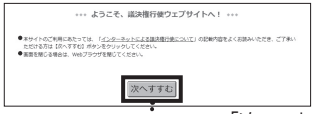

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

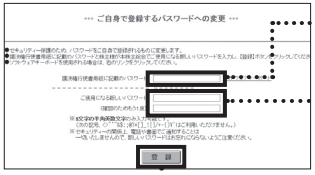

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031（受付時間　午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更（商号変更）の件

１．提案の理由

ブランド力強化及び一体感のあるブランド力推進のため、「dely株式会社」から新商号「クラシル株式会社」に変更すべく、現行定款第１条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設けて2025年10月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
（商号） 第１条　当会社は、dely 株式会社と称し、英文では dely inc. と表記する。	（商号） 第１条　当会社は、クラシル株式会社と称し、英文ではKurashiru, Inc.と表記する。
第２条～第47条　（条文省略）	第２条～第47条　（現行どおり）
（新設）	（附則） （商号変更に関する経過措置） 第１条（商号）の変更は、2025年10月１日をもってその効力を生じるものとする。 なお、本附則は、定款第１条変更の効力発生後、これを削除する。
（新設）	

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者は、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会における答申を得て、取締役会で決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1（再任）	堀江裕介（ほりえゆうすけ） （1992年６月３日生）	2014年４月　当社設立 代表取締役（現任） 2022年１月　合同会社堀江事務所 代表社員（現SUN株式会社　代表取締役）（現任）	7,268,600株
	【取締役候補者とした理由】 堀江裕介氏は、当社の事業領域に求められる職責を十分に果たしており、今後の当社の成長及び当社の企業理念の実現に向けて適任であることから、取締役選任をお願いするものであります。		
2（再任）	戸田翔太（とだしょうた） （1983年４月28日生）	2007年４月　株式会社三井住友銀行 入行 2011年７月　SMBC日興証券株式会社 出向 2015年７月　同社 転籍 2016年12月　SMBC Nikko Capital Markets, Inc.（英国ロンドン）出向 2017年７月　同社 バイスプレジデント 2018年６月　シティグループ証券株式会社 入社 2020年１月　同社 バイスプレジデント 2021年８月　当社 入社 2021年12月　当社 取締役CFO（現任）	100株
	【取締役候補者とした理由】 戸田翔太氏は、当社の経理、財務、IR等の経営企画・経営管理業務全般を統括することで当社の企業価値の向上を実現しており、今後の当社の企業価値の継続的な向上のために適任であることから、取締役選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 (再任)	長谷部（はせべ）　潤（じゅん） (1965年11月９日生)	1990年４月　大和証券株式会社 入社 2000年７月　株式会社大和総研 転籍 2009年８月　大和証券株式会社 金融証券研究所 転籍 2010年７月　株式会社コロプラ 取締役 2015年10月　株式会社長谷部総研 代表取締役（現任） 2019年１月　株式会社Speee 社外取締役（現任） 2019年12月　株式会社コロプラ 取締役退任 2020年４月　株式会社東京リレーションズ 代表取締役（現任） 当社 社外取締役（現任） 2020年11月　株式会社トリドリ 社外取締役（現任） 2021年１月　株式会社RECEPTIONIST 社外取締役（現任） 2022年６月　ライフネット生命保険株式会社 社外取締役（現任） 2022年11月　株式会社WARC 社外取締役（現任）	０株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長谷部潤氏は、大和証券株式会社及び大和総研株式会社での経験により金融市場及び証券業務に関する深い知見を有するとともに、株式会社コロプラその他複数の企業において取締役を務め、企業経営やコーポレートガバナンスの実務においても卓越した知見を有しております。 また、現在は株式会社東京リレーションズの代表取締役として経営コンサルティングを行う傍ら、株式会社Speee、株式会社トリドリ、株式会社RECEPTIONIST、ライフネット生命保険株式会社、株式会社WARCなどで社外取締役を務め、多岐にわたる業界での経営支援に従事しています。 これらの役職を通じて得た広範な知識と経験を基に、長谷部氏は当社に対して業務執行から独立した客観的な視点での提言を行うことが期待できると判断し、社外取締役候補者として、取締役選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 (再任)	松本勇気 (1989年4月16日生)	2010年10月　株式会社en 取締役 CTO 2012年 1 月　株式会社Labit 社員 2013年 1 月　株式会社Gunosy 社員 2014年 5 月　同社 執行役員 2015年 9 月　同社 執行役員 CTO 2018年10月　合同会社DMM.com 執行役員 CTO 2018年12月　株式会社Infratop 取締役 2019年 5 月　合同会社EXNOA 執行役員 CTO 2019年 9 月　一般社団法人42 Tokyo 理事 2019年 9 月　一般社団法人日本CTO協会 理事（現任） 2020年 9 月　合同会社Agility Labs 代表社員（現任） 2021年 3 月　株式会社LayerX 代表取締役 CTO（現任） 2021年 4 月　株式会社プロジェクトカンパニー （現株式会社プロジェクトホールディングス） 社外取締役 2021年 5 月　当社 社外取締役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 松本勇気氏は、株式会社Gunosyにおいて執行役員及びCTOを務め、その後合同会社DMM.comや合同会社EXNOAなどでもCTOとして活躍し、幅広い技術領域における深い知識と実績を積み上げてきました。 また、一般社団法人日本CTO協会の理事として技術コミュニティの発展に寄与しつつ技術革新を支援しており、現在は、合同会社Agility Labsの代表社員及び株式会社LayerXの代表取締役CTOとして、先進的な技術の導入と開発を推進しています。 これらの役職を通じて得た多岐にわたる技術的な知見と経験を基に、松本氏は当社に対して業務執行から独立した客観的な視点での提言を行うことが期待できると判断し、社外取締役候補者として、取締役選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 (再任)	米谷 昭良 (よねや あきよし) (1975年1月28日生)	2013年４月　ヤフー株式会社 入社 2013年６月　株式会社カービュー 取締役 株式会社たびゲーター 取締役 ダイニ株式会社 取締役 2013年９月　ジクシーズ株式会社 取締役 2014年５月　TRILL株式会社 取締役 2016年４月　株式会社GYAO 事業開発室長 2016年10月　株式会社イーブックイニシアティブジャパン 取締役 2017年10月　株式会社ネオアルド 取締役 2018年４月　株式会社GYAO 取締役 2019年６月　ノアドット株式会社 取締役 2019年10月　スポーツナビ株式会社 取締役 2020年６月　株式会社マイベスト 取締役（現任） 2023年４月　ヤフー株式会社 メディアグループ バーティカル統括本部長 2023年６月　株式会社スタンバイ 取締役（現任） 当社 取締役（現任） 2023年10月　LINEヤフー株式会社 メディアカンパニー バーティカル・事業推進統括本部長（現任） 2025年１月　株式会社FEIDIAS　社外取締役（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 米谷昭良氏は、インターネット企業にて会社役員として十分な経験を通じ豊富な知見を有しており、インターネット企業における経営戦略の立案と実行の観点から、当社の企業価値向上に向けた指導やモニタリングにおいて十分な価値貢献が期待できると判断し、取締役選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．長谷部潤氏、松本勇気氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、取締役候補者長谷部潤氏及び松本勇気氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏らの選任が承認された場合、当社は独立役員として指定し、同取引所に届出を行います。
４．長谷部潤氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって５年２か月、松本勇気氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年１か月となります。
５．米谷昭良氏は、現在親会社であるLINEヤフー株式会社の業務を執行しております。なお、同社における地位及び担当につきましては、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

6．当社は、長谷部潤氏、松本勇気氏、米谷昭良氏との間で会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
7．当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しておりませんが、2024年12月19日に東京証券取引所グロース市場に上場したことにより、ソフトバンクグループ株式会社が加入する役員等賠償責任保険契約が当社役員・執行役員に適用されており、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期途中に同様の内容で更新される予定です。

第3号議案　　取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬枠改定の件

当社は、取締役が企業価値の持続的な向上に向けて最大限の能力を発揮できる環境を整備するとともに、優秀な人材の確保・定着を図るため、社外取締役を除く取締役を対象として社宅類似の制度を導入しております。

当該制度の概要及び具体的内容は下記のとおりであり、当社が支払うべき役員報酬額が増額されるものではありませんが、いわゆる社宅の提供は会社法第361条第1項第6号に規定されている金銭でない報酬（非金銭報酬）に該当いたしますので、取締役の役員報酬限度額（2024年6月28日開催の第11回定時株主総会において承認されている年額100百万円以内）の範囲内で、金銭報酬ではなく非金銭報酬として割り付けることにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬枠については、年額10百万円以内とすることにつき2023年6月27日開催の第10回定時株主総会において承認されております。

1. 対象者
　社外取締役を除く取締役（現在３名、第2号議案が原案通り承認されますと引き続き３名）
2. 金額上限・制度概要
　当社が社宅として借り上げる総賃借料（管理費及び共益費を含む）と、当社が社宅料として当該取締役より徴収する総額との差額の合計額について、年額30百万円以内といたします。なお、当該差額は毎月の金銭報酬から減額処理を行っており、上記役員報酬限度額の範囲内での割り付けのみの問題ですので、当社が当該取締役に対して別途報酬を支払ったり金銭を負担するものではなく、相当な理由があるものと考えております。
3. 決定方法
　各取締役に対する具体的な金銭報酬と非金銭報酬の割付けについては、本議案でご承認いただいた上限額の範囲内で、取締役会の決議により決定いたします。

以　上

事業報告

（自　2024年 4 月 1 日
至　2025年 3 月31日）

1．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当社は、「BE THE SUN（世界に明るく大きなインパクトを与える存在になる）」を企業としてのビジョンに掲げ、広く人々の支えになるサービスを生み出す会社になることで、そのビジョンを実現していきたいと考えております。

そのような考えのもと、料理などのライフスタイルコンテンツを提供する「メディア（認知）」、小売企業や食品飲料メーカー等に対して販売促進や集客に関する課題を解決する「購買（販促）」といった事業を展開しております。当事業年度におけるわが国経済は、賃上げ効果の浸透や円安効果に伴うインバウンド需要の増加などにより、個人消費の持ち直しが見られ、景気は緩やかに回復いたしました。一方で、物価高への継続した懸念や為替変動リスク、地政学リスクや海外経済の減速懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中において、当社ではクラシルリワード関連APPのユーザー数（MAU(注１)）が223万を超し、小売企業や食品飲料メーカー等との取引が深耕したことで、ARPUも成長し、購買事業の売上高を大きく成長させることができました。結果として、2025年3月期売上高に占める購買事業の売上高構成比は24.8%まで上昇しております。引き続き、広告収益から成果報酬型・ストック型収益への転換を進めてまいります。Non-GAAP営業利益(注２)におきましては、購買事業が牽引しました。事業ミックスの変化によりNon-GAAP営業利益率自体は低下しておりますが、増収効果や適切なコストコントロールによって増益を継続していく見込みです。

以上の結果、当事業年度の売上高は13,101,675千円（前事業年度比32.4％増）、営業利益は2,662,664千円（同13.8％増）、Non-GAAP営業利益は2,817,873千円（同12.9％増）、経常利益は2,607,240千円（同12.1％増）、当期純利益は1,691,530千円（同14.1％増）、Non-GAAP当期純利益(注２)は1,838,554千円（同12.9%増）となりました。

なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(注) 1．マンスリーアクティブユーザー。クラシルリワード関連APPのMAUは、ユニークユーザーベースで、過去30日間にアプリを起動したユーザー数の合計の期間平均を示します。
(注) 2．Non-GAAP営業利益は、財務会計上の数値（GAAP、日本基準）から特定の調整項目を一定のルールに基づいて調整したものであり、当社の恒常的な経営成績を理解するために有用な情報と判断しておりますが、財務会計上の数値ではなく、監査法人等による監査・レビューを受けた数値ではありません。具体的には、営業利益に企業買収に伴い生じた無形資産に関わる償却費及びのれん償却費を加算しております。また、Non-GAAP当期純利益は、当期純利益から加算した償却費に対応する税金調整額を調整しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は93,724千円で、その主なものは本社増床に伴う設備工事であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 事業ボラティリティの更なる低減

購買（販促）やエンターテイメント関連のサービスの拡大に伴い構成比の偏りは低下しているものの、引き続き「メディア（認知）」の占める割合が高い状況です。「メディア（認知）」は景気変動の影響を受けやすい広告収益が中心となっており、継続的な成長を目指すうえでは事業ボラティリティを引き下げることが重要と考え、引き続き「購買（販促）」などの成果報酬型のサービス強化を図ってまいります。

② 組織体制の整備

当社は、今後の継続的な成長のためには優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。引き続き、積極的な採用活動と社内の教育体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第９期 (2022年３月期)	第10期 (2023年３月期)	第11期 (2024年３月期)	第12期 (当事業年度) (2025年３月期)
売上高 (千円)	6,311,312	6,972,693	9,897,633	13,101,675
営業利益 (千円)	1,732,419	2,079,467	2,340,427	2,662,664
Non-GAAP営業利益 (千円)	1,814,526	2,079,467	2,495,636	2,817,873
経常利益 (千円)	1,725,355	2,075,677	2,325,394	2,607,240
当期純利益 (千円)	1,817,509	1,315,467	1,482,540	1,691,530
Non-GAAP当期純利益 (千円)	1,899,616	1,315,467	1,628,503	1,838,554
１株当たり当期純利益 (円)	43.99	31.84	35.89	40.94
１株当たりNon-GAAP当期純利益 (円)	45.98	31.84	39.42	44.50
総資産 (千円)	6,646,447	8,976,609	10,535,289	13,155,559
純資産 (千円)	6,101,416	7,422,484	8,906,945	10,594,430
１株当たり純資産 (円)	▲22.09	9.75	45.64	256.24

(注) １．当社は、第10期に2023年３月31日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により株式会社ENLOOPの権利義務を承継いたしました。
２．当社は2024年10月15日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っておりますが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。
３．１株当たり当期純利益及び１株当たりNon -GAAP当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産は期末発行済総数により、それぞれ算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

名称	住所	資本金(百万円)	主要な事業の内容	当社に対する議決権比率（%）	関係内容
ソフトバンクグループ株式会社	東京都港区	238,772	持株会社	被所有 56.2 (56.2)	—
ソフトバンクグループジャパン株式会社	東京都港区	188,798	持株会社	被所有 56.2 (56.2)	—
ソフトバンク株式会社	東京都港区	228,162	通信業	被所有 56.2 (56.2)	—
Aホールディングス株式会社	東京都港区	100	持株会社	被所有 56.2 (56.2)	—
LINEヤフー株式会社	東京都千代田区	247,892	インターネット広告事業、イーコマース事業及び会員サービス事業などの展開並びにグループ会社の経営管理業務等	被所有 56.2 (15.9)	役員の受入１名 サービスの提供及び仕入

（注）１．「当社に対する議決権比率」の( )内は、間接被所有割合で内数となっております。
２．当社の親会社はLINEヤフー株式会社であり、同社は、所有する当社の株式16,664,800株（議決権比率40.3%）に加えて、同社の子会社であるZ Venture Capital株式会社の組成するYJ２号投資事業組合が所有する当社の株式6,584,000株（議決権比率15.9%）と併せて、56.2%の議決権を保有しております。

② 親会社等との取引に関する状況

(i) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、LINEヤフー株式会社との間で2018年６月20日付「情報提供に関する契約書」を締結しておりますが、取引を実施するに当たっては一般的な取引と同様に市場相場に基づき交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。

(ii) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及び理由

当該取引に当たっては、法令、社内規程に基づき、取締役会における議論を経て、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認のうえ実施の可否を決定してお

り、当社取締役会は当社の利益を害することはないと判断しております。

(iii) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 子会社との関係

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業 区 分	事 業 内 容
プラットフォーム事業	以下のサービスを展開しております。 ・レシピ動画サービス「クラシル」 ・リテールメディア「クラシルリワード」 ・ライフスタイルメディア「TRILL（トリル）」 ・クリエイターマネジメント「LIVEwith（ライブウィズ）」

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
五反田スタジオ	東京都品川区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
204（138）名	15（22）名増	31.9歳	2.7年

（注）従業員数欄の(外書)は臨時従業員数であり、パートタイマー従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　165,252,000株

（2）発行済株式総数　　41,316,100株

（3）株主数　　7,535名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
LINEヤフー株式会社	16,664,800	40.33%
堀江 裕介	7,268,600	17.59%
ＹＪ２号投資事業組合	6,584,000	15.93%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,985,700	7.22%
ＫＩＡ ＦＵＮＤ Ｆ１４９	894,400	2.16%
KeppleLiquidity1号投資事業有限責任組合	620,000	1.50%
株式会社ＳＢＩ証券	489,602	1.18%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	388,900	0.94%
ＢＮＹ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＯＵＮＴ ＪＰＲＤ ＡＣ ＩＳＧ (FE−AC)	186,562	0.45%
野村信託銀行株式会社（投信口）	178,000	0.43%

※１．当社は、自己株式を保有しておりません。

２．持株比率については、端数を切り捨てて処理しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有する、職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
（2025年3月31日現在）

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2020年４月24日	2021年10月19日
新株予約権の数（個）		16,500	10,920
新株予約権の目的となる株式の種類と数（株）		普通株式 当社取締役　10,000 当社使用人　155,000	普通株式 当社取締役　4,620 当社使用人　104,580
新株予約権の払込金額（円）		新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）		190	290
新株予約権の行使期間		2022年４月25日から 2030年４月24日まで	2023年10月20日から 2031年10月19日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）２．３．	（注）２．４．
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	―	１名　4,120個
	社外取締役	１名　1,000個	１名　500個
	監査役	―	―

		第７回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		2022年10月６日	2022年10月18日
新株予約権の数（個）		57,250	175,000
新株予約権の目的となる株式の種類と数（株）		普通株式 当社取締役　80,000 当社使用人　492,500	普通株式 当社取締役　950,000 当社使用人　800,000
新株予約権の払込金額（円）		32	32
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）		154	154
新株予約権の行使期間		2026年３月29日から 2032年10月５日まで	2022年10月19日から 2032年10月５日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）５．	（注）５．６．
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	１名　　8,000個	２名　　95,000個
	社外取締役	―	―
	監査役	―	―

		第10回新株予約権
発行決議日		2023年２月24日
新株予約権の数（個）		4,000
新株予約権の目的となる株式の種類と数（株）		普通株式 当社監査役　15,000 当社使用人　25,000
新株予約権の払込金額（円）		新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）		260
新株予約権の行使期間		2025年２月28日から 2033年２月24日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）２．７．
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	―
	社外取締役	―
	監査役	１名　　1,500個

（注）１．2024年10月15日付で行った普通株式１株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されており、調整後の数や金額を記載しております。

２．新株予約権の行使の条件

ⅰ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ⅱ 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

ⅲ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

３．新株予約権の行使可能割合

新株予約権者が当社の役員または従業員としての地位を有する期間(以下「参画期間」という。)に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、１株未満の端数はこれを切り捨てる。

(1) 参画期間が２年未満の場合　零

(2) 参画期間が２年以上４年未満の場合　割当予約権数の２分の１までの個数

(3) 参画期間が４年以上の場合　割当予約権数の全て

なお、参画期間の起算日は入社日とする。

4．新株予約権の行使可能割合

新株予約権者が当社の役員または従業員としての地位を有する期間(以下「参画期間」という。)に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、１株未満の端数はこれを切り捨てる。

(1) 参画期間が２年未満の場合　零
(2) 参画期間が２年以上３年未満の場合　割当予約権数の２分の１までの個数
(3) 参画期間が３年以上４年未満の場合　割当予約権数の４分の３までの個数
(4) 参画期間が４年以上の場合　割当予約権数の全て

なお、参画期間の起算日は入社日とする。

5．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 150円(注：(注) １．記載の株式分割による調整後の価額。以下同じ)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)。

(b) 150円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が150円を下回る価格となったとき。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

6．新株予約権の行使可能割合

新株予約権者が当社の役員または従業員としての地位を有する期間(以下「参画期間」という。)に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、１株未満の端数はこれを切り捨てる。

(1) 参画期間が２年未満の場合　零
(2) 参画期間が２年以上３年未満の場合　割当予約権数の２分の１までの個数
(3) 参画期間が３年以上４年未満の場合　割当予約権数の４分の３までの個数
(4) 参画期間が４年以上の場合　割当予約権数の全て

なお、参画期間の起算日は2022年10月19日とする。

7．新株予約権の行使可能割合

新株予約権者が当社の役員または従業員としての地位を有する期間(以下「参画期間」という。)に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、１株未満の端数はこれを切り捨てる。

(1) 参画期間が２年未満の場合　零

(2) 参画期間が２年以上３年未満の場合　割当予約権数の２分の１までの個数

(3) 参画期間が３年以上４年未満の場合　割当予約権数の４分の３までの個数

(4) 参画期間が４年以上の場合　割当予約権数の全て

なお、参画期間の起算日は2023年２月28日とする。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

2024年７月16日開催の取締役会決議による新株予約権（第15回新株予約権）

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない
② 新株予約権の行使価額　　１個につき350円
③ 新株予約権の行使条件　　(注) 2. 3. 記載のとおり
④ 新株予約権の行使期間　　2026年７月17日から2034年６月28日まで
⑤ 当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付対象者数
当社使用人	17,400個	普通株式　174,000株	25名

(注) 1．2024年10月15日付で行った普通株式１株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されており、調整後の数や金額を記載しております。

2．新株予約権の行使の条件

ⅰ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ⅱ 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

ⅲ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

3．新株予約権の行使可能割合

新株予約権者が当社の役員または従業員としての地位を有する期間(以下「参画期間」という。)に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、１株未満の端数はこれを切り捨てる。

(1) 参画期間が２年未満の場合　零
(2) 参画期間が２年以上３年未満の場合　割当予約権数の２分の１までの個数
(3) 参画期間が３年以上４年未満の場合　割当予約権数の４分の３までの個数
(4) 参画期間が４年以上の場合　割当予約権数の全て

なお、参画期間の起算日は2024年３月29日とする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	堀　江　裕　介	SUN株式会社　代表取締役
取締役	戸　田　翔　太	CFO
取締役	長谷部　　潤	株式会社長谷部総研　代表取締役 株式会社Speee　社外取締役 株式会社東京リレーションズ　代表取締役 株式会社トリドリ　社外取締役 株式会社RECEPTIONIST　社外取締役 ライフネット生命保険株式会社　社外取締役 株式会社WARC　社外取締役
取締役	松　本　勇　気	一般社団法人日本CTO協会　理事 合同会社Agility Labs　代表社員 株式会社LayerX　代表取締役CTO
取締役	米　谷　昭　良	株式会社マイベスト　取締役 株式会社スタンバイ　取締役 LINEヤフー株式会社　メディアカンパニー バーティカル・事業推進統括本部長 株式会社FEIDIAS　社外取締役
常勤監査役	宗　司　ゆかり	公益社団法人日本監査役協会　常任理事 株式会社クエスト　社外取締役監査等委員 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社　社外監査役 株式会社ventus　社外監査役
監査役	結　城　大　輔	のぞみ総合法律事務所　パートナー 株式会社EST　取締役 株式会社ドラフト　社外取締役
監査役	福　島　史　之	ファインディ株式会社　社外監査役 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー 監査役 株式会社kubell　社外取締役（監査等委員） キャディ株式会社　社外監査役 株式会社プレイド　社外監査役

（注）1．取締役長谷部潤氏及び松本勇気氏は、社外取締役であります。
2．監査役宗司ゆかり氏、結城大輔氏及び福島史之氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役長谷部潤氏、松本勇気氏、監査役宗司ゆかり氏、結城大輔氏及び福島史之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役福島史之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の氏名及び担当（2025年３

月31日時点）は以下のとおりであります。

氏名	担当部門及び役職
柴田 快	Solution BU ゼネラルマネージャー
大竹 雅登	CTO兼開発BU　ゼネラルマネージャー
坪田 朋	CPO兼プロダクトマネジメント室 ゼネラルマネージャー
日向 諒	Kurashiru BU ゼネラルマネージャー
本田 貴士	経営企画本部　ゼネラルマネージャー
石原 遥平	経営管理本部　ゼネラルマネージャー
冨田 岳	人材開発室　ゼネラルマネージャー（TRILL BU マネージャー）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と長谷部潤取締役、松本勇気取締役、米谷昭良取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

ただし、当社は、2024年12月19日に東京証券取引所グロース市場に上場したことにより、ソフトバンクグループ株式会社が加入する役員等賠償責任保険契約が当社役員・執行役員に適用されておりますが、当社の保険料の負担はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年６月17日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

ア　基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しており、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

他方、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した業績連動報酬等及び株式報酬導入の必要性も十分認識しており、今後の検討課題としています。

イ　基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職位、職責、在任年数に応じて、株主総会で決議された総額の範囲内で総合的に勘案して決定する方針です。

ウ　業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容並びに額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は現時点では設定しておりませんが、他社事例も踏まえ今後検討していく方針です。

また、非金銭報酬等については社宅類似の制度の提供があります。もっとも、当該非金銭報酬（社宅）は、取締役の社宅賃料を取締役報酬から当社が控除し契約先に直接支払うものであって、家賃負担自体は役員本人となります。したがって、当社負担分はなく、取締役に対して当社から直接支払うものではありません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の役員報酬の額は、2024年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役は２名）です。また、当該役員報酬の範囲内で、2023年６月27日開催の第10回定時株主総会において社外取締役を除く取締役を対象として社宅類似の制度を導入し、当社が社宅として借り上げる総賃借料（管理費及び共益費を含む）と当社が社宅料として当該取締役より徴収する総額との差額の合計額の枠を年額10百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は３名です。

また、監査役の金銭報酬の額は、2024年6月28日開催の第11回定時株主総会において

年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は３名）です。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の報酬等の額は、職責・職位及び経営への貢献度・経営内容を勘案し決定すること、そしてこれらの貢献度・経営内容の評価は代表取締役として責任を持って業務を執行する過程で事業運営の実態及び取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切にできる者が行うことが適切であると判断し、取締役会にて代表取締役に取締役の個人別の報酬額の具体的内容を株主総会で決議された報酬限度の範囲内で決定することを委任しております。

代表取締役堀江裕介は、各取締役の職務の内容、職責・職位に応じた実績・成果等を総合的に勘案・評価したうえで、報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するために指名・報酬委員会での審議・諮問を経てから決定しており、役員報酬決定の客観性の確保に努めていることから、恣意的な決定がなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	41,445 （ 7,200 ）	41,445 （ 7,200 ）	— （ — ）	— （ — ）	4 （2）
監査役 （うち社外監査役）	16,950 （ 16,950 ）	16,950 （ 16,950 ）	— （ — ）	— （ — ）	3 （3）

（注）上記には無報酬である取締役１名は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役米谷昭良は、LINEヤフー株式会社のメディアカンパニーバーティカル・事業推進統括本部長であります。なお、LINEヤフー株式会社は当社の株式を40.33%保有する大株主です。

その他の社外役員の重要な兼職先である他の法人等と当社とは特段関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	長谷部　潤	15/15	―	全ての取締役会に出席し、様々な企業における豊富な経営経験のほか、資本市場との向き合い方やコーポレート・ガバナンスの観点から適宜質問し、自身の専門性や見識を活かし社外取締役として監督・提言、議案審議に必要な発言を行うなど適切な役割を果たしております。
社外取締役	松　本　勇　気	15/15	―	全ての取締役会に出席し、主に技術面に関する深い知見やAI活用の観点から適宜質問し、自身の専門性や見識を活かし社外取締役として監督・提言、議案審議に必要な発言を行うなど適切な役割を果たしております。
社外監査役(常勤)	宗　司　ゆかり	15/15	15/15	全ての取締役会に出席し、適宜質問するなど議案審議に必要な発言を行っております。 同様に、全ての監査役会に出席し、内部監査や内部統制に関する豊富な知識・経験を有しており、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで適切な役割を果たしており、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	結　城　大　輔	15/15	15/15	全ての取締役会及び全ての監査役会に出席し、弁護士としての専門性や見識を活かし社外監査役として監督・提言、議案審議に必要な発言を行うなど適切な役割を果たしております。
社外監査役	福　島　史　之	15/15	15/15	全ての取締役会及び全ての監査役会に出席し、公認会計士としての専門性や見識を活かし社外監査役として監督・提言、議案審議に必要な発言を行うなど適切な役割を果たしております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、会計監査人から監査計画、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等の必要な資料を入手し、経理部門からの報告も踏まえ、監査時間と監査品質の妥当性等を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は合理的な水準であると判断し同意しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反、懈怠した場合、または会計監査人として不適切な行為があった場合、法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合など、当社の会計監査人であることが当社にとって重大な支障となると判断されるとき、会社法第340条に基づき、監査役全員の同意によって解任します。この場合、解任およびその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。その他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査品質、品質管理、独立性などの観点から監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当と判断される場合、監査役会は会計監査人の選任、解任及び不再任に関する議案の内容を決定します。

6．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

① 機関設計

当社は会社法に規定されている機関として株主総会、取締役会、監査役会、及び会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し、業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

② 内部統制システム・リスク管理体制

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、経営・業務執行の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンスを徹底するため、下記のとおり内部統制システム及びリスク管理体制を整備しております。

ア　当社は、経営の効率化を図るとともに経営の健全性、透明性及びコンプライアンス意識を高めていくことが長期的に企業価値向上につながるという考えのもと、全ての取締役・使用人に対して研修等を行いコンプライアンス意識を高めるとともに、コンプライアンス体制の強化を行っています。

イ　また、当社は内部統制に関する基本方針を2024年７月16日開催の取締役会において決議しております。この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。概要は以下のとおりです。

1．取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 企業が継続、発展していくために、全ての取締役及び使用人が法令遵守の精神のもとコンプライアンス意識の啓発・体制強化を行うこととする。

(b) 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範及び社内規程に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。

(c) 取締役会は、「取締役会規程」「職務分掌規程」等の職務執行に関する規程を制定

し、取締役・使用人は定められた規程に従い、職務を執行する。
(d) 定期的に実施する内部監査において、法令・定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているか、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点について監査するとともに、その結果を代表取締役及び取締役会に速やかに報告する体制を構築する。
(e) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定める。
(f) 法令・社内規程等違反の予防及び発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設定する。
(g) 反社会的勢力及び団体を断固として排除及び遮断することとし、その関係排除に取り組む。
(h) 法令違反行為等に対しては、厳正な処分を行うとともに、各ステークホルダーに対し、十分な説明を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(a) 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については「文書保存管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理する体制を構築する。
(b) 取締役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a) 事業活動上の重大な危険、損害が生じるリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、リスクの発生を未然に防止すること及びリスクが発生した際にはリスク管理責任者の指示のもと迅速かつ的確な対応を行うこととし、損失・被害等を最小限に止める体制を構築する。
(b) 取締役及び使用人は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、リスク管理のため必要な体制の整備・運用に寄与する。
(c) リスク管理に関する重要事項については、リスク管理責任者又は各部門責任者により経営会議又は取締役会に対して報告を行う。
(d) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定例の取締役会を毎月１回開催し、臨時取締役会を必要に応じて開催することにより、経営方針及び重要な業務執行等の審議・決議を迅速に行う。

(b) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。

(c) ITの適切な活用を図ることにより、職務執行を効率的に行う。

5. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 親会社の計算書類又は連結計算書類の粉飾に利用されるリスクへの対応や、取引の強要等親会社による不当な圧力に関する予防・対処方法等の親会社からの独立性を有する体制を構築・運用し、少数株主保護には十分配慮し、独立性を維持する。

(b) 当社監査役と親会社の監査役等との連絡・情報交換の体制を構築し、随時連携する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役職務を補助する使用人を速やかに設置し、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。

(b) 監査役職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役又は監査役会に対して、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実の重要事項、著しい損害を及ぼすおそれがある事実等に関する事項について報告する。

(b) 当社「コンプライアンス規程」において、前項に基づいて監査役又は監査役会へ報告したことを理由として不利益を被ることがないようにすることを明記する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、その処理については監査役の請求等に従い円滑に行う。
(b) 監査役による円滑な監査業務に資するため、当該費用の前払請求にも随時対応するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を構築する。
(b) 代表取締役、会計監査人及び内部監査担当部門は、当社監査役会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
(c) 当社は、当社監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

ウ　リスク管理体制の整備

当社は、リスクの軽減、予防のため、「リスク管理規程」の制定及びリスクマネジメント委員会を設置しております。その他、「情報セキュリティ規程」、「個人情報保護管理規程」及び「反社会的勢力排除規程」を定めており、内部監査により遵守の状況を監査し、コンプライアンスの遵守に努めております。必要に応じて、外部専門家にアドバイスを求められる体制を整備するとともに、弁護士を窓口とする社外通報窓口や内部通報窓口を設置し、法令違反や不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス意識の啓発・体制強化を行うため、ハラスメント研修やインサイダー取引防止研修等の社内研修を実施しました。

・当事業年度内において実施された内部監査において、法令・定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているか、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問

題点について監査するとともに、その結果を代表取締役及び取締役会に報告し、フォローアップ監査も実施しました。

・当事業年度内において、継続取引先の定期反社チェックを実施し、反社会的勢力及び団体との関係排除に取り組みました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・15回開催された取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。

・ISMS（ISO/IEC 27001）の維持審査にも適切に対処し、当該審査に合格しました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する体制の整備に努め、各主管部門と連携しながら、災害等にかかるリスクについて、リスクの特定、発生の未然防止及びリスク発生時における影響の軽減等をはかるよう推進しました。

④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会から業務執行の委任を受けた経営会議による定例会議を24回開催しました。

⑤ 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・コンプライアンス部門のコミュニティや、各社DPOが集まるコミュニティに参加し、グループ会社間での意見交換やノウハウの共有などを行いました。

・監査役についても、親会社の常勤監査等委員との年１回の面談や、グループ監査役会を通じて意見交換を行いました。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・該当事項はありません。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・全ての取締役会に加え、前述の経営会議やその他定例重要会議に監査役が出席し職務の遂行状況を確認しました。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・該当事項はありません。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、会計監査人と定期的な会合を21回開催し、情報交換しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要であると認識しております。現時点では、事業の拡大と効率化のために投資し、企業価値の増大を優先すべきだと考えております。最近事業年度においては、上記の理由から配当を実施しませんでした。

事業を通じて得た利益準備金・利益剰余金については、既存事業におけるマーケティング等の実施、新規事業等におけるプロダクト開発の促進と人員の拡充・育成、積極的なM&Aをはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化による非連続的な企業成長のための投資に活用する方針であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定でありますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する利益還元を適宜検討していく方針であります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。また、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を、９月30日を基準日として取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年３月31日現在)

(単位：千円)

科　　目	金　額	科　　目	金　額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	11,026,552	流動負債	2,561,129
現金及び預金	8,888,392	未払金	820,090
売掛金	1,926,822	未払費用	44,729
契約資産	24,243	未払法人税等	608,265
貯蔵品	5,062	契約負債	5,913
前渡金	1,954	預り金	34,830
前払費用	157,299	賞与引当金	88,100
その他	35,060	ユーザー還元引当金	770,281
貸倒引当金	△12,281	その他	188,919
固定資産	2,129,007		
有形固定資産	232,802	負 債 合 計	2,561,129
建物	202,297	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	30,504	株主資本	10,591,854
無形固定資産	685,263	資本金	100,449
のれん	642,396	資本剰余金	3,707,597
契約関連無形資産	26,729	資本準備金	449
商標権	3,094	その他資本剰余金	3,707,148
ソフトウェア	13,043	利益剰余金	6,783,807
投資その他の資産	1,210,941	その他利益剰余金	6,783,807
投資有価証券	172,426	繰越利益剰余金	6,783,807
敷金	171,187	評価・換算差額等	△4,943
長期前払費用	4,976	その他有価証券評価差額金	△4,943
繰延税金資産	862,351	新株予約権	7,520
破産更生債権等	251		
貸倒引当金	△251	純 資 産 合 計	10,594,430
資 産 合 計	13,155,559	負債・純資産合計	13,155,559

損　益　計　算　書

（自　2024年 4 月 1 日
至　2025年 3 月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		13,101,675
売上原価		6,607,014
売上総利益		6,494,660
販売費及び一般管理費		3,831,996
営業利益		2,662,664
営業外収益		
受取利息	4,459	
ポイント収入額	2,290	
その他	857	7,607
営業外費用		
上場関連費用	25,772	
為替差損	26,657	
投資事業組合運用損	10,203	
その他	397	63,031
経常利益		2,607,240
特別損失		
固定資産除却損	273	273
税引前当期純利益		2,606,966
法人税、住民税及び事業税	984,030	
法人税等調整額	△68,594	915,436
当期純利益		1,691,530

株主資本等変動計算書

（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	－	3,707,148	3,707,148
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	449	449		449
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	449	449	－	449
当期末残高	100,449	449	3,707,148	3,707,597

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	5,092,276	5,092,276	8,899,425	－	－	7,520	8,906,945
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）			899				899
当期純利益	1,691,530	1,691,530	1,691,530				1,691,530
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△4,943	△4,943		△4,943
当期変動額合計	1,691,530	1,691,530	1,692,429	△4,943	△4,943	－	1,687,485
当期末残高	6,783,807	6,783,807	10,591,854	△4,943	△4,943	7,520	10,594,430

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物については、定額法を採用しております。その他の有形固定資産（リース資産を除く）については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 ～50年
工具、器具及び備品	3 ～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	7 年
契約関連無形資産	3 年
商標権	10年
ソフトウエア（自社利用）	5 年（社内における利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) ユーザー還元引当金 …… 「クラシルリワード」アプリのユーザーに付与したコインのうち、将来のコイン交換により発生する費用負担に備え、当事業年度末における将来使用見込額を、ユーザー還元引当金として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要なサービスにおける収益認識の会計方針は、以下のとおりであります。

[メディア（認知）]

(1) アドネットワーク広告

アドネットワーク広告に係る収益は、アドネットワーク事業者を顧客とする広告取引であります。当社は、アドネットワーク事業者が指定する広告を当社ウェブサイト等で配信する義務を負っております。

当該履行義務は、顧客との契約に基づき配信を通じて充足されるものであり、配信した広告数等に応じて収益を認識しております。

(2) 有料課金

有料課金に係る収益は、『Kurashiru（クラシル）』アプリにおいてプレミアムサービスを提供する義務を負っております。

当該履行義務はプレミアムサービスの提供期間にわたって充足されるものであり、サービス提供期間に応じて収益を認識しております。

(3) タイアップ広告

タイアップ広告は、主に広告主とタイアップした商品を掲載するものであり、これに係る

収益は、『Kurashiru（クラシル）』アプリにおいてレシピ動画の配信もしくは『TRILL（トリル）』サイトにおいて記事コンテンツの広告配信を行う義務を負っております。

当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるものであり、広告の配信期間に応じて収益を認識しております。

(4) 掲載

掲載に係る収益は、コンテンツ（チラシ）の出稿主からの申込内容を当社の仕様によりインターネットを経由して『Kurashiru Rewards（クラシルリワード）』に配信する義務を負っております。

当該履行義務はコンテンツ（チラシ）の配信期間にわたって履行義務が充足されるものであり、コンテンツの配信期間に応じて収益を認識しております。

[購買（販促）]

(1) アフィリエイト

アフィリエイトに係る収益は、広告代理店のシステムを通して指定された広告主の広告（＝リンク）を設置し購買を促進する広告配信を行う義務を負っております。

広告の配信期間に応じて履行義務が充足されるものであり、広告の配信期間にわたって広告条件を達成した実績数に応じて収益を認識しております。

(2) レシチャレ

レシチャレに係る収益は、依頼主から指定された商品を「クラシルリワード」に配信し、購入レシートをアップロードしたユーザーへポイントを付与することで、依頼主に販売促進サービスを提供する義務を負っております。

当該履行義務はサービス提供期間に応じて充足されるものであり、商品の配信期間にわたって条件を達成した実績数に応じて収益を認識しております。

[その他]

(1) ライブ配信

ライブ配信に係る収益は、ライブ配信者のマネジメント業務サービス及びライブ配信プラットフォーム上での配信者によるライブ配信を行う義務を負っております。

配信者による配信が完了した時点で履行義務が充足されるものであり、プラットフォームと合意した所定の分配率で計算されるプラットフォームからの分配額を収益と認識しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建ての金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として認識しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

（表示方法の変更に関する注記）

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」（当事業年度70千円）及び「印税収入」（当事業年度102千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

（会計上の見積りに関する注記）

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額　　862,351千円

当社は、当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主として、翌期の課税所得見込み（業績予想）に基づいて行っております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額の軽減効果が有すると認められる範囲内で計上しております。

回収が見込まれる金額の算定については、以下の仮定を用いて見積っております。

・過去における中長期計画の達成状況、過去及び当期の課税所得の推移等を勘案して、事業計画を基礎として策定された翌事業年度の予算等を整合的に修正し、課税所得を見積っております。

・当事業年度末時点で公表されている税制や税率に基づき、将来の課税所得の見積り及び一時差異等の解消時期の見積りを行っております。

・今後の経営環境の変化や税制改正、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額が大きく影響を受ける可能性があります。

2．無形固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (千円)
のれん	642,396
契約関連無形資産	26,729

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び契約関連無形資産は、株式会社ENLOOPを吸収合併した結果発生したものであります。取得原価の配分にあたり、契約関連資産を時価にて評価し、また取得原価と取得原価の配分額との差額はのれんとして計上しており、その効果の及ぶ期間にわたって、規則的に償却しております。

各事業年度において、のれん及び契約関連資産の減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が認められる場合には、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の要否を判定しております。

これらの会計上の見積りに使用する事業計画等の仮定は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類におけるのれん及び契約関連無形資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. ユーザー還元引当金の計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額　　770,281千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積もりの内容に関する情報

「クラシルリワード」アプリのユーザーに付与したコインのうち、将来のコイン交換により発生する費用負担に備え、当事業年度末における将来使用見込額を、ユーザー還元引当金として計上しております。将来使用見込額は、当事業年度末に保有するコイン残高のうち、将来使用されると見込まれるコイン数にコイン交換レートを乗じて見積もっております。なお、将来使用見込コイン数につきましては過去の実績等に基づいて算定しております。

当該ユーザー還元引当金は現時点における最善の見積りでありますが、見積りは不確実であり、ユーザーのコイン使用動向に変化があった場合、翌事業年度の計算書類における当該

引当金及びユーザー還元引当金繰入額の金額が大きく影響を受ける可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　　170,517 千円

2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	112,601 千円
短期金銭債務	582 〃

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	531,182 千円
売上原価	918 〃
販売費及び一般管理費	8,731 〃
営業取引以外の取引高	60 〃

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　41,316,100株

2．当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　2,979,700株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合への出資であり、組合における財政状態や運用状況に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、経営企画本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資事業有限責任組合への出資については、定期的に組合の決算書を入手し組合の財政状態及び運用状況を把握することにより、リスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、利益計画に基づき経営企画本部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金(*4)	171,187	160,296	△10,890
資産計	171,187	160,296	△10,890

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)　貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。当該出資の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資事業有限責任組合出資金	172,426

(*3)「破産更生債権等」については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、注記を省略しております。

(*4)「敷金」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(注) 金融債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,888,392	―	―	―
売掛金	1,926,822	―	―	―
敷金	―	―	7,550	57,236
合計	10,815,214	―	7,550	57,236

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表価額に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	―	160,296	―	160,296
資産計	―	160,296	―	160,296

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、契約ごとに分類したうえで、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれており、返還までの期間に対応した国債利回りを基に現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	554,703 千円
ユーザー還元引当金	242,792 〃
賞与引当金	26,976 〃
敷金償却否認	23,786 〃
貸倒引当金	6,235 〃
その他	17,599 〃
繰延税金資産小計	872,094 千円
評価性引当額	△1,558 〃
繰延税金資産合計	870,535 千円
繰延税金負債	
契約関連無形資産	△8,184 千円
繰延税金負債合計	△8,184 千円
繰延税金資産純額	862,351 千円

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	プラットフォーム事業
メディア（認知）	7,552,784
購買（販促）	3,246,698
その他	2,302,192
合計	13,101,675

(注)その他の主な内訳は、「LIVEwith」(ライブウィズ)事業におけるライブ配信等であります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)　4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客の契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

契約資産(期首残高)	19,537
契約資産(期末残高)	24,243
契約負債(期首残高)	11,209
契約負債(期末残高)	5,913

(注) 契約資産は、主にタイアップ広告など広告の配信期間に応じて認識した収益に係る未請求売掛金であります。
契約負債は、レシピ動画や記事コンテンツ等のタイアップ広告の配信等における顧客からの前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。
当事業年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は11,209千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は、概ね１年内に収益として認識されます。

当社は、当初に予想される顧客との契約期間が１年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

(1) １株当たり純資産額	256円24銭
(2) １株当たり当期純利益	40円94銭

（注）当社は2024年10月15日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月16日

dely株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　広　瀬　勉
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　古　谷　大　二　郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ｄｅｌｙ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に　ついて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

dely株式会社　監査役会

社外監査役（常勤）　宗 司　ゆ か り

社外監査役　結 城　大 輔

社外監査役　福 島　史 之

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区三田三丁目５番19号
住友不動産東京三田ガーデンタワー２階　ベルサール三田ガーデン
電話　０５０－３１１２－０９２９

●最寄駅
「田町駅」　三田口（西口）徒歩５分（山手線・京浜東北線）
「三田駅」　Ａ３出口　徒歩４分（三田線・浅草線）

車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。